

緑園六丁目自治会 個人情報取扱ルール

制定 令和3年5月8日

1. 当自治会は、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めます。
2. 当自治会における個人情報の管理者は、会長とします。会長不在時は副会長とします。
3. 当自治会は、「緑園六丁目自治会 入退会届」などを、会員又は会員となろうとする者から受理することにより、個人情報を取得します。
4. 当自治会が会員から取得する個人情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、その他連絡事項などで会員が同意する事項とします。
5. 会員の個人情報を取得するときは、使用目的を決めて本人に伝えます。
6. 取得した個人情報は、決めた目的以外のことには利用しません。
決めた目的以外に利用したい場合は、改めて本人の同意を得ます。
7. 取得した個人情報を第三者に渡す(例えば名簿の配付)ときは、予め本人の同意を得ます。個人情報を第三者に提供したときは、記録を作成し保存します。
ただし、次の場合は本人の同意を得なくても情報提供します。
 - ① 法令に基づく場合(例:警察からの照会)
 - ② 人命にかかわる場合で本人からの同意を得るのが困難なとき(例:災害時)
 - ③ 自治会の業務を委託する場合(例:配送業者に配送先の氏名等を渡す場合)
8. 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。
9. 本人から個人情報の開示や訂正等の請求があった場合には、速やかに応じます。
10. 取得した個人情報の閲覧・利用は、自治会役員、班長及び要援護者を支援する者に限定します。

11. 個人情報、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理します。
12. 当自治会における開示請求及び苦情相談の窓口は、総務部長とします。